

令和7年4月1日より前に着工している 盛土等については届出が必要です

- 茨城県では令和7年4月1日に、県内全域（水戸市を除く）を宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制区域に指定する予定です。
- 規制区域の指定日より前に着工された工事については、令和7年4月1日から同年4月22日まで盛土に関する届出の提出が必要となります。

届出対象工事

		規模A		規模B		
土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)※2
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
	イメージ図					

- ※1 崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
 ※2 形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の場合は規制対象外となります。

提出書類

- **規模A** に該当する場合
 - 届出書
 - 届出地及びその周辺の写真
 - 委任状等（代理人が届出をする場合）
- **規模B** に該当する場合
 - 上記の1~3の書類のほか、
 - 位置図
 - 地形図
 - 平面図
- **規模A** **規模B** に該当しない場合
 - 盛土規制法に基づく届出は不要です。

注意点

4月1日以降に着工する場合は許可申請が必要です。



- 工事着手とは土地の形質変更または土石の堆積が最初に行われた時点を指します。
- 区域指定日以降に開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため許可申請は不要となります。
- 届出をしなかった場合、または虚偽の届出をした場合には罰則が科される恐れがあります。

提出先

市町村を經由して県（所管の県民センター建築指導課又は県央建築指導室）に提出となります。
 ※開発許可を受けている案件についても県に提出となります。

届出申請に関する手続きの詳細は、茨城県のホームページをご覧ください。
 （受理された届出に関する情報は、県のホームページ上で公表されます。）

茨城県 盛土規制法 🔍 検索

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

茨城県 土木部都市局 建築指導課 宅地グループ
 電話 029-301-4732

【届出に関する重要なお知らせ】

資材置き場での碎石の搬出入や土採取行為などは盛土規制法の規制対象行為です！

◆令和7年3月31日までに上記の行為をしている場合、法令により必ず令和7年4月22日までの届出が必要です。届出をしなかった場合、罰則があります。

◆届出をしていれば、その場所での行為については盛土規制法の許可等手続きは不要となります。

◆届出の際は**想定しうる最大の高さ・面積・体積で届出**してください。

※届出内容以下の規模であれば許可等手続きが不要となります。一方、届出内容よりも大きな規模での盛土等行為が生じた場合は、盛土規制法の許可等手続きが必要となる場合があります。**(届出内容の変更の規定がない)**

※**規制区域の指定時のみ適用される手続き**です。

※今回の手続きをしなかった場合は、その規模によっては盛土規制法の許可等の手続きが必要となる可能性があります。**(期間限定の手続き)**

※届出が必要な規模等については、別チラシをご確認ください。

**碎石の資材置場等をお持ちの事業者の皆様！
土採取事業を実施の事業者の皆様！
忘れずに届出してください！！**

ただし・・・当該届出がなされた盛土等についても**土地の保全義務**が課されており、危険な盛土であると判断された場合、改善命令の対象となります。

※命令違反に対しては罰則規定有

届出申請に関する手続きの詳細は、茨城県のホームページをご覧ください。

(受理された届出に関する情報は、県のホームページ上で公表されます。)

茨城県 盛土規制法 検索

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

茨城県 土木部都市局 建築指導課 宅地グループ
電話 029-301-4732